

## 議案第 18 号

苫小牧市手数料条例及び苫小牧市自然環境保全条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市手数料条例及び苫小牧市自然環境保全条例の一部を改正する  
条例

(苫小牧市手数料条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市手数料条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表(10)の項中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文の規定による」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制に係る宅地造成に関する工事の」に改め、同表(11)の項中「宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る宅地造成に関する工事の計画の変更の」に改める。

(苫小牧市自然環境保全条例の一部改正)

第 2 条 苫小牧市自然環境保全条例（昭和 49 年条例第 12 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第18条第1項第2号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制に係る」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

---

#### 理 由

宅地造成等規制法の改正に伴い、宅地造成に関する工事の許可について条例で引用している根拠法条を変更するため、関係規定を整備する。

## 議案第 19 号

苫小牧市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例

苫小牧市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

-----  
理 由

出産育児一時金の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 20 号

苫小牧市モーラップ樽前荘条例の廃止について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市モーラップ樽前荘条例を廃止する条例

苫小牧市モーラップ樽前荘条例（平成 11 年条例第 11 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

理 由

モーラップ樽前荘を廃止するため、本条例を廃止する。

## 議案第 2 1 号

苫小牧市立小中学校設置条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

苫小牧市立小中学校設置条例（昭和 5 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表苫小牧市立啓北中学校山なみ分校の項を削る。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 廃止された学校のうち、当該施設の用途及び老朽化の程度、市民サービスの向上等を考慮して苫小牧市教育委員会が指定するものについては、当分の間、苫小牧市立学校の施設の開放に関する条例（平成 2 2 年条例第 2 4 号）第 1 条の学校とみなして、同条例の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

啓北中学校山なみ分校を廃止するとともに、廃止された学校の施設を市民に開放することができるようにするため、関係規定を整備する。

## 議案第 22 号

苫小牧市美術博物館条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市美術博物館条例の一部を改正する条例

苫小牧市美術博物館条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき」を削る。

第 13 条第 1 項中「第 20 条」を「（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

博物館法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があった等のため、関係規定を整備する。

議案第 23 号

苫小牧市青少年問題協議会条例の廃止について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市青少年問題協議会条例を廃止する条例

苫小牧市青少年問題協議会条例（昭和 31 年条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「、青少年問題協議会」を削る。

---

理 由

青少年問題協議会を廃止するため、本条例を廃止する。

議案第 24 号

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「神経内科」を「脳神経内科」に、「内視鏡外科」を「消化器外科」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

理 由

診療科目の内視鏡外科を廃止し、消化器外科を設ける等のため、関係規定を整備する。

## 議案第 25 号

苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 法第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の項の次に次のように加える。

法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定	1 件につき 48,500 円
--	-----------------

別表 5 法第 55 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の項の次に次のように加える。

法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1 件につき 193,000 円
------------------------------------	------------------

別表 5 中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 4 項各号」に改め、同表法第 57 条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の項の次に次のように加える。

法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1件につき 193,000円
--------------------------------	----------------

別表5法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の項及び法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物をいう」に改め、同表法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に鑑み、建築物の容積率に関する特例の認定に係る手数料を定める等のため、関係規定を整備する。